

広島県公営企業管理規程第三号

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県公営企業決裁規程の一部を改正する規程

広島県公営企業決裁規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第八条関係）

事務部長専決事項	課長専決事項
<p>一 法令に基づく聴聞、弁明の機会の付与及び意見の聴取</p> <p>二 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等に係る行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく不服申立てに対する処分</p> <p>三 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等の各決定に係る行政不服審査法に基づく不服申立てに対する処分</p> <p>四 審議会等の運営</p> <p>五 訴訟代理人の指定</p> <p>六 各種行事の後援名義の使用及び共催の承認</p> <p>七 予定価格二十万円未満の財産の取得及び予定価格一千万円未満の財産の処分</p> <p>八 土地の取得費が二億円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単</p>	<p>一 法令に基づく各種届出及び報告の受理</p> <p>二 政令に基づく制限、禁止及び措置命令</p> <p>三 法令に基づく検査、調査、指示、勧告及び報告の聴取</p> <p>四 法令に基づく各種の検査、監督又は監視を行う職員の指名及び身分証票の交付</p> <p>五 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等</p> <p>六 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>七 講習会、講演会、打合せ会等の開催</p> <p>八 事実の証明及び謄本、抄本等の交付</p> <p>九 告示、公告その他の公示</p> <p>十 所掌事務に関する調査の実施、資料の収集等</p> <p>十一 申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等</p> <p>十二 一件一億五千万円未満</p>

位価格の決定

九 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額七百万円未満の物件の賃貸借及び使用許可（五千平方メートル未満のものに限る。）並びに予定賃貸料又は使用料の年額又は総額一千五百万円未満の物件の賃貸借及び使用許可の更新

十 寄附受納の諾否の決定

十一 一件一億五千万円未満の損失補償

十二 使用料、手数料及び負担金の減免

十三 公有財産の所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更

十四 広島県職務発明規則（昭和五十六年広島県規則第二十五号）の規定による認定、決定及び通知

十五 課長（課長相当職を含む。次号において同じ。）の職務専念義務の免除及び休暇の承認

十六 課長の旅行の命令及び報告の受理

十七 地方機関の長（以下「所長」という。）の一週間を超える休暇の承認

十八 所長の一週間を超える県外旅行の命令及び報告の受理

十九 職員の自己啓発等休業の承認及び取消し

二十 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認及び取消し

二十一 臨時の職員及び非常勤の嘱託員の任免

二十二 第七号、第九号及び第十一号に掲げる事項のほか、一件三千万円未満の支出予算の執行

二十三 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの

の営繕工事の起工

十三 一件一億五千万円未満の工事の執行（営繕工事を除く工事については、起工の承認を受けたものに限る。）

十四 国庫補助金、交付金等に係る申請書、請求書、成績書、決算書等の提出

十五 予定価格一千万円未満の財産の取得及び予定価格五百万円未満の財産の処分

十六 土地の取得費が一億五千万円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定

十七 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額五十万円未満の物件の賃貸借及び使用許可並びに予定賃貸料又は使用料の年額又は総額一千万円未満の物件の賃貸借及び使用許可の更新

十八 一件百万円未満の寄附受納の諾否の決定

十九 一件一億円未満の損失補償

二十 予算の令達

二十一 財産等に関する登記又は登録の申請及び嘱託

二十二 県税外収入金の徴収

二十三 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令

二十四 職員の事務分担の決定

二十五 職員の職務専念義務の免除及び休暇の承認

二十六 職員の旅行の命令及び報告の受理

二十七 職員の休憩時間の短縮

二十八 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令

二十九 育児又は介護を行う職員の出遅出勤の承認

三十 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務

	務の制限 三十一 職員の部分休業の承認及び取消し 三十二 職員の扶養親族の認定 三十三 職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定 三十四 職員の身分、給与及び通勤の証明 三十五 預り金、有価証券及びたな卸資産の出納通知 三十六 第十二号、第十三号、第十五号、第十七号及び第十九号に掲げる事項のほか、一件一千五百万円未満の予算の執行 三十七 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの

附 則

この規程は、公布の日から施行する。